住所　愛知県豊川市宿町佐平山43番地１
　金昇五　昭和61年３月19日生
住所　大阪府枚方市伊加賀西町27番40号
　玄優　昭和59年５月31日生
住所　大阪市生野区勝山北５丁目６番６号
　姜政彦　平成元年６月13日生
住所　大阪市東成区大今里南１丁目21番12―1707号
　梁邦夫　平成元年７月30日生
　梁宏介　平成６年８月29日生
住所　大阪市生野区田島５丁目14番18号
　李由樹　昭和43年12月22日生
住所　大阪府門真市速見町５番６号
　李文寛　昭和47年４月17日生
住所　堺市堺区三宝町６丁314番地４
　金直美　昭和42年６月21日生
住所　大阪市生野区鶴橋１丁目７番８号
　宋建孝　昭和45年４月12日生
住所　兵庫県三田市木器1594番地40
　宋建學　昭和36年12月26日生
住所　大阪市生野区巽北３丁目13番25―206号
　姜玟圭　平成２年７月29日生
住所　大阪市北区本庄西３丁目６番９号
　柳俊成　昭和43年１月23日生
住所　大阪府枚方市大垣内町１丁目３番36号
　李久美　昭和63年４月26日生
住所　大阪府守口市外島町２番１―502号
　李和江　昭和25年12月12日生
　姜重雄　昭和48年７月30日生
　姜大輔　昭和52年12月４日生
住所　大阪市住之江区中加賀屋３丁目３番11―204号
　韓相基　昭和52年１月20日生
住所　大阪府箕面市森町中２丁目18番５号
　李昌勇　平成２年２月21日生
住所　大阪府東大阪市小若江２丁目14番14号
　姚冬雪　昭和54年12月28日生
　姚愛境　平成14年５月28日生
住所　大阪市都島区善源寺町２丁目２番６―1013号
　高維民　昭和50年４月１日生
　高逸恵　平成18年12月２日生
　高瑞希　平成24年９月12日生
住所　兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目58番地
　権信一　昭和32年１月28日生
　林梅里　昭和39年７月31日生
　権香織　平成２年８月３日生
　権貴裕　平成４年６月11日生
住所　愛知県豊橋市西幸町字浜池263番地２
　崔昌弘　昭和20年３月22日生
　金洋子　昭和22年４月８日生
住所　愛知県豊橋市前畑町98番地
　尹幸江　昭和59年12月27日生
住所　東京都足立区新田１丁目10番15号
　胡明磊　昭和61年10月９日生
住所　福島県会津若松市西年貢１丁目５番46号
　マリサ・ブリズ・ヤマグチ　昭和44年９月27日生
住所　群馬県前橋市朝日町３丁目23番５号
　金美智子　昭和46年７月15日生
住所　東京都町田市小川５丁目６番１―316号
　金照子　昭和40年10月15日生
住所　東京都小平市小川町２丁目1158番地10
　エバ・ヨセフ・ハッサン・アブドルハーレク・エッサイエド・アブドルハーレク　昭和52年７月30日生
住所　東京都調布市東つつじケ丘２丁目21番地７
　姜安恵　昭和60年７月16日生
住所　静岡市清水区蒲原中322番地１
　鄭英淑　昭和47年10月８日生
住所　静岡県沼津市岡一色533番地
　マリア・イデス・カホコム・オオシマ　平成４年９月30日生
住所　東京都世田谷区岡本３丁目30番７号
　丁均士　昭和44年５月28日生
住所　東京都国立市富士見台２丁目１番地30
　鄭美香　昭和58年11月２日生
住所　東京都新宿区北新宿３丁目13番17号
　咸恵子　昭和29年11月29日生
住所　東京都小平市学園西町２丁目26番１―204号
　ジョン・ポール・デ・レオン　平成８年７月３日生
住所　栃木県宇都宮市中央３丁目５番15号
　姜玉琳　昭和53年９月２日生
住所　岡山市北区高柳東町11番36号
　鄭義夫　昭和18年１月18日生
　李清美　昭和22年９月30日生

○厚生労働省告示第二百九十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十九年九月十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

在宅就業支援団体の名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社会福祉法人すずらんの会	大長　義信	松屋　直人	平成二十九年六月九日

○厚生労働省告示第二百九十六号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十二条の規定に基づき、平成二十九年度における共同募金の実施期間を平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までと定めたので、社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）第三十五条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

○農林水産省告示第千四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡下郷町大字白岩字岐見山二七二〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

2―1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2―2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福島県喜多方市熱塩加納町米岡字森房丁二三八七から丁二三九二まで、丁二三九〇の乙、字東八ツ森東丁二三〇、丁二三三から丁二三三五まで、字沼ノ沢東丁二三六から丁二三八まで、字頭無丁二二四四の三まで、丁二二四五から丁二二四九まで、字中ノ沢丁二二五七から丁二二六〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

2―1　主伐は、択伐による。

2―2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月十三日

農林水産大臣　齋藤　健